

平成20年5月30日
(2008年)

各 位

和歌山市が行う契約からの暴力団排除について（お知らせ）

和歌山市（水道局を含む。）が行う契約から暴力団の排除を徹底するため、和歌山東警察署長、和歌山西警察署長及び和歌山北警察署長と相互連絡協議体制の確立に関し、次のとおり暴力団排除に関する合意書を締結しました。

1 締結及び施行日

締結日 平成20年5月27日

施行日 平成20年6月1日

2 対象契約

製造又は修理の請負、物品の買入れ及び役務の調達に係る契約並びに公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

3 排除措置対象となる法人等

役員等に、暴力団員又は暴力団関係者がいる法人等

4 排除措置

(1) 入札参加資格審査申請時に各警察署へ照会、該当法人等であれば入札参加資格を与えない措置

(2) 各警察署からの排除要請に基づき、及び妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき、該当法人等を指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約の相手方としない措置

5 支援・協力体制

(1) 排除措置の相手方となる法人等からの妨害等が予想される場合は、警察官の出勤を要請することができるものであること

(2) 各警察署は、排除措置の相手方となる法人等からの妨害、不服申立等の紛議が生じたときは、積極的に支援し、協力するものであること

担当：和歌山市財政局財政部調達課
電話：073-435-1033（直通）・2511（内線）
担当：和歌山市財政局財政部管財課
電話：073-435-1032（直通）・2506（内線）
担当：和歌山市水道局経営管理部経理課
電話：073-435-1125（直通）・3303（内線）